

研究費不正使用防止計画

平成20年11月

国立大学法人東北大学

目 次

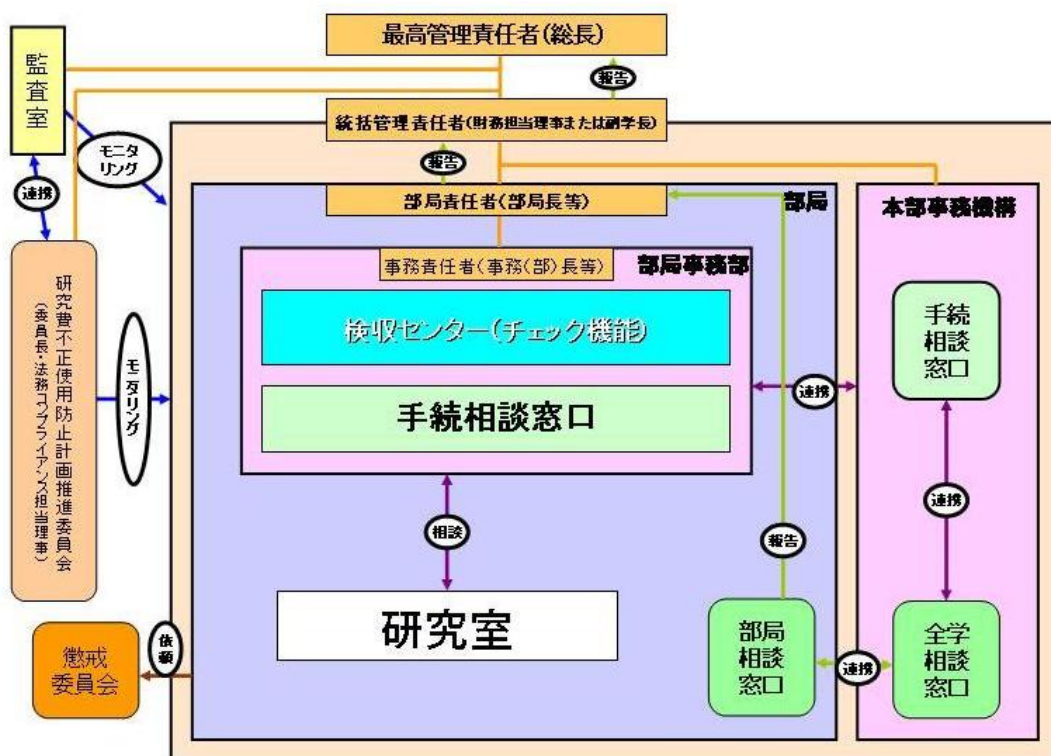
I. 組織内の責任体制の明確化	1
II. 研究費の不正使用を発生させない環境の醸成	3
III. ルールの明確化と周知徹底	4
IV. 研究費の予算執行管理方法の見直しと適正化	5
V. 納品検収体制における実効性の維持	6
VI. 短時間雇用、謝金ルールの明確化と運用の適正化	7
VII. 旅費制度の明確化と運用の適正化	8
VIII. 全学的モニタリング体制の整備	9
※ 国立大学法人東北大学研究費不正使用防止計画推進委員会設置基準	10

I. 組織内の責任体制の明確化

1. 目的

国立大学法人東北大学（以下「本学」という。）における研究費の適正な運営・管理体制を構築するための学内の責任体制を整備し、研究費の不正使用の防止を図ることを目的とする。

研究費の運営・管理の責任体制



- **最高管理責任者** : 総長
大学全体を統括し、研究費の運営・管理について最終責任を負う。
- **統括管理責任者** : 財務担当理事または副学長
最高管理責任者を補佐し、研究費の運営・管理について大学全体を統括する責任と権限をもつ。
- **部局責任者** : 部局長等（東北大学会計規程第6条に定める予算責任者）
当該部局における研究費の運営・管理について責任と権限をもつ。
- **事務責任者** : 事務(部)長等（東北大学会計規程第7条に定める経理責任者）
部局責任者の指示のもと、研究費の経理について責任を負う。

本学では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)について(平成19年文部科学省科学技術・学術政策局長通知)」を踏まえ、上記の研究費の運営・管理の責任体制を構築し研究費の不正使用の防止を推進していく。

併せて、研究費の運営・管理の責任体制の周知・徹底を行い、教職員の意識向上を図る。

2. 具体的防止計画

- ① 「東北大学における研究費の適正な運営・管理のための大綱」をホームページ上で公開しているが、今後は説明会や研修会等において更なる徹底及び意識の向上を図る。
- ② 部局長連絡会議等において、随時、各責任者に対して適正な研究費の適正な管理・運営の啓発を促し、意識の向上を図る。
- ③ 本部事務機構及び各部局に本学内外からの相談を受け付ける窓口として設置した手続相談窓口により、教職員からの相談等の対応によって誤った運用を事前に防止を図る。
- ④ 不正があった場合の通報を受け付ける窓口として設置した全学通報窓口及び部局通報窓口により、迅速かつ適正な対応を図る。

Ⅱ. 研究費の不正使用を発生させない環境の醸成

1. 目的

本学及び本学の研究者には、社会的責務として研究遂行における研究費の適正な執行が求められており、その責務に応えるため、不正使用を発生させない環境を醸成する。

研究費の大部分は国民から徴収される税金が原資となっており、本学のような大規模総合大学においては、多額の研究費が投入されているため、その用途については国民の厳しい目が向けられていることを研究者一人一人が認識し、当然のこととして、適正に経費を執行することが研究者の在り方として求められている。

さらに、一人の不正行為が、研究グループ、または大学全体の研究活動の停滞等を招くという自覚を持たせるとともに万が一不正が発生した場合には、大学は毅然とした厳しい処分で臨むことを周知・徹底する。

また、日頃より教員と事務職員あるいは本部事務機構と部局が互いに信頼する関係を維持し不正を未然に防ぐため不断の努力を行う。

2. 具体的防止計画

- ① 「東北大学における行動規範－研究者の作法－」の作成及び配付・周知し意識の向上を図る。
- ② 研究者一人一人からの「行動規範」等の認知に関する確認書を回収し責任の認識を促す。
- ③ 部局における研究費の適正な運営・管理への取組みに関するアンケート調査を実施し、組織としての意識の向上を図る。
- ④ 「東北大学における研究費の適正な運営・管理のための大綱」をホームページ上で公開しているが、今後は説明会や研修会等において更なる徹底及び意識の向上を図る。
- ⑤ 部局長連絡会議等において、随時、各責任者に対して適正な研究費の適正な管理・運営の啓発を促し、意識の向上を図る。
- ⑥ 不正を犯した者には、研究費の不交付や返還、応募制限等の罰則、職員就業規則に定める懲戒等について説明会や研修会等で周知し、不正の抑止を図る。
- ⑦ 手続相談窓口の周知と活用の促進により、教員と事務職員の信頼関係の構築を図る。
- ⑧ 本部事務機構と部局の手続き相談窓口の連携により、ルールと運用の乖離の防止を図る。

Ⅲ. ルールの明確化と周知徹底

1. 目的

本学における研究費執行ルールの明確化を図り、「経費執行ハンドブック」を作成し、教職員に対して明瞭な形態で周知する。また、事務職員はもとより研究者一人一人の適正な研究費執行に関する意識づけを行う。

本学は30数部局から構成されているため、これまでの各部局の活動形態が多様であり、研究費執行ルールの運用、解釈が統一的になされているとは言い難い面があるとともに、担当者により研究費執行における判断が異なるケースが存在している。

一方、学内規程、各種業務マニュアル、Q&A等様々な方法により周知しているが、教職員においては有効活用できていない面がある。

そのため、研究費執行を担当する事務職員のみならず、研究者一人一人においても研究遂行の責任者として必要な研究費執行ルールを理解し、事故が発生しないよう留意する必要がある。

このことから、これらの研究費執行ルール等を集約した「経費執行ハンドブック」を作成し、本学教職員に対し配付・周知し適正な研究費執行に関する意識づけを行う。

2. 具体的防止計画

- ① 「経費執行ハンドブック」の作成及び配付・周知し、ルールの理解向上を図る。
- ② 「経費執行ハンドブック」の認知に関する確認を実施し、理解度の向上を図る。
- ③ 部局と本部事務機構との意見交換会を実施しルールと運用の乖離を防ぐ。
- ④ 各種業務マニュアル及びQ&Aの有効活用を図る。
- ⑤ 手続相談窓口を活用した、誤った運用の防止を図る。

IV. 研究費の予算執行管理方法の見直しと適正化

1. 目的

研究費の予算執行残高を適時に把握できる仕組みを構築することを目指す。
研究費に係る納付前執行、繰越、不要額返還等の制度について、教職員へ周知徹底するとともに、研究費の効果的・効率的な執行を目指す。

研究費を適切且つ効果的に執行するためには、予算執行残高を適時把握することが必要不可欠であるが、現状では、教員自らが適時に予算執行残高を把握することは困難な状況にある。

より効果的・効率的に研究費を執行するためには、必要な者が、必要な時に、執行残高を把握出来る仕組みを構築することが重要である。

併せて、現在、制度的に認められている納付前執行制度、繰越制度、不要額返還制度等について、教職員に対する周知徹底に努め、不要不急な予算の執行を防止することも有効である。

2. 具体的防止計画

- ① 教員自らが予算執行残高を把握することが出来る新財務会計システムを導入する。
- ② 教職員に対し、研究費に係る納付前執行、繰越、不要額返還等の制度について、継続的に周知する。

V. 納品検収体制における実効性の維持

1. 目的

本学において整備した納品検収体制について、その実効性を失うことのないよう不断の検証を行う。

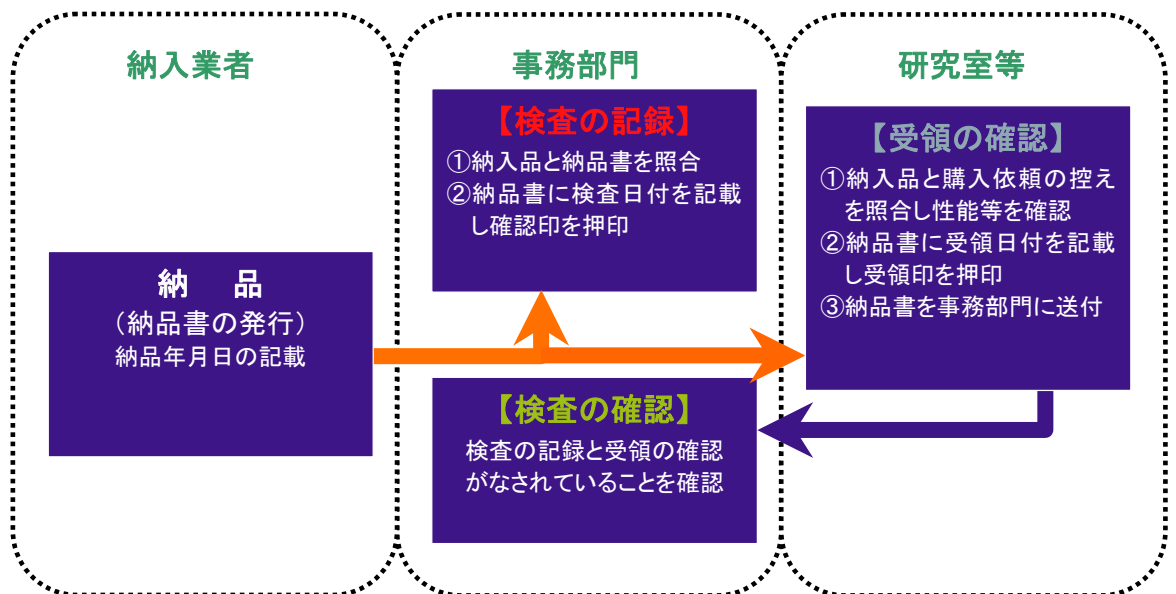
本学において、物品等の納品検収は、原則として事務部門が行うこととしていたが、運用上事務部門以外の者が納品検収を行っていたことから、これまでの検収体制の改善策として、検収センターの整備を行い、納品される物品全てについて、原則として事務部門が検収を行うこととした。

納品事実の確認の不備が、不正発生要因となることから、検収センターが十分に機能しているか、その実効性について継続的に検証を行い、不正防止を図る。

2. 具体的防止計画

- ① 検収センターにおける事務部門による納品の事実確認を徹底する。
- ② 検収センターでの確認印が無いものは支払わない等、本学における納品検収のルールについて、取引業者に対し継続的に周知する。
- ③ 納品検収体制について、実施状況等を継続的に確認し、その実効性を維持する。

3. 体制図



VI. 短時間雇用、謝金ルールの特明確化と運用の特適正化

1. 目的

短時間雇用、謝金ルールの特明確化により、各部局等における運用の特適正化を図るとともに、短時間雇用者の従事実態を適切に把握することにより、カラ雇用や従事事実の改ざん等による不正な経費支出に対する牽制体制を構築する。

本学においては、短時間雇用と謝金による学生アルバイト等に関する特统一的な取り扱いが特明確ではなく、経費支出の特対象となる業務実施主体である各部局等の判断により運用している。

このような状況下では、カラ雇用や従事事実の改ざん等、不正な経費支出が懸念されるため、短時間雇用、謝金に関するルールの特明確化を進め、その周知、徹底を行う。

2. 具体的防止計画

- ① 短時間雇用と謝金による学生アルバイト等に関する特统一的な取り扱いを特明確にするための運用ルールを整理する。
- ② 部局事務担当者によるアルバイト等従事前の本人確認を徹底するとともに、適切な方法（無作為抽出かつ不定期）により従事実態の把握を行う。
- ③ 本部事務機構担当部署もしくは監査室等の特専門機関による計画的な内部監査、アルバイト等従事者や部局担当者へのヒアリング等を実施し、従事実態と経費支出の特乖離がないか確認する。

VII. 旅費制度の明確化と運用の適正化

1. 目的

旅費制度の明確化を通じて教職員の旅費制度に対する理解を徹底することにより、旅費制度の遵守と適切な運用を推進する。

併せて、旅費制度の運用にあたっての統一性を確保するとともに、旅行実態の確認を徹底する。

本学の旅費制度は、旅費法に準拠し、運用上不明確であったり、本学の実態に合わない部分などから、教職員において理解の浸透が十分とはいえないところがあった。

本学では、この旅費制度について、ルールの明確化、実態を考慮した制度設計の観点などから、見直しを行ったところである。

新たな旅費制度について、その周知徹底を行い、教職員の制度に対する理解を深め、その遵守と適切な運用を図る。

併せて、新たな旅費制度について、学内で統一された解釈と運用を図るとともに、旅行実態の確認を徹底する。

2. 具体的防止計画

- ① 新たな旅費制度は、学内における説明会を開催するとともに、ホームページ上に同制度に関する情報を掲載し教職員が随時閲覧できるよう整備し、周知と理解を徹底する。
- ② 新たな旅費制度の解釈と運用上の統一性を図るとともに、旅費担当者の理解を深めるためのマニュアルの整備を通じ、不適切な旅費の使用の未然防止を図る。
- ③ 旅行実態の確認の実効性を高めるため、旅行報告書の記載内容の充実を求めるとともに、証憑の提出及び確認を徹底する。また、内部監査時には、旅費受給者に対するヒアリングなどを実施する。
- ④ 旅費計算の適正化を一層進めるため、全学の旅費計算業務を一元化する。

Ⅷ. 全学的モニタリング体制の整備

1. 目的

不正を誘発する要因を除去し、不正発生に係る抑止機能のある環境・体制の構築を目指し、大学全体の視点から実効性のあるモニタリング体制を整備する。

監査室は、これまでの監査方法の継続的な改善に努めるとともに、監査職員の資質の向上を図ることによってモニタリング体制の強化を進める。

また、研究費の不正な使用が行われる可能性が常にあるという前提の下で、研究費不正使用防止計画推進委員会を設置し、全学的視点から研究費不正使用防止計画の運用状況のモニタリングを行うことにより、不正を誘発する要因を除去し、不正発生に係る抑止機能のある環境・体制の構築・強化を目指す。

研究費不正使用防止計画推進委員会は本計画の実施を推進し、学内での研究費不正使用防止計画の運用状況をモニタリングすることにより研究費不正使用防止体制の継続的改善を図り、一方監査室は内部監査を通じて実務レベルでの運用状況や体制の不備等の検証を行うが、両者は相互に連携して効率的・効果的なモニタリング体制を構築する。

2. 具体的防止計画

- ① 各年度の内部監査基本計画及び監査事項ごとの実施計画を立案するにあたっては、不正発生要因を考慮したうえで、的確な内部監査を実施する。
- ② 監査結果を取りまとめた監査報告書を、総長へ報告するとともに、学内に対する周知方法を工夫し、類似事例の再発防止を徹底する。
- ③ 内部監査の実施にあたっては、会計書類の形式的要件等のチェックのほか、制度や体制、組織等の不備の検証についても行うとともに、業者に対する納品状況の確認及び旅費又は謝金受給者に対するヒアリングを実施するなど実在性の検証を行う。
- ④ 研究費不正使用防止計画推進委員会は、大学全体の視点から研究費不正使用防止計画の運用状況のモニタリングを行う。
- ⑤ 研究費不正使用防止計画推進委員会と監査室との連携を強化するとともに、監査室が同委員会によるモニタリングが有効に機能しているか否かの確認を行うことにより、機関全体のモニタリングの継続的改善を図る。
- ⑥ 監事、監査室及び会計監査人とが定期的に相互の情報交換を行い、効果的かつ効率的な監査を実施する。

国立大学法人東北大学研究費不正使用防止計画推進委員会設置基準

平成19年12月14日
裁 定

(設置)

第1条 国立大学法人東北大学（以下「本学」という。）に、本学における研究費の不正使用に関する防止計画の推進を図り、もって本学における研究費の適正な管理運営体制を確立するため、研究費不正使用防止計画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、研究費の不正使用防止に係る次に掲げる事項を所掌する。

- 一 研究費の管理運営に係る検証に関する事項
- 二 不正防止計画の策定及びその進捗管理に関する事項
- 三 行動規範の策定に関する事項
- 四 教育研修の実施に関する事項
- 五 その他研究費の不正使用防止に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 内部統制の理事又は副学長
- 二 研究科の教授又は准教授 若干人
- 三 附置研究所（東北アジア研究センターを含む。）の教授又は准教授 若干人
- 四 病院の教授又は准教授 若干人
- 五 その他委員会が必要と認めた者 若干人

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は前条第1号に掲げる委員をもって、副委員長は委員長が指名する委員をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(構成員以外の者の出席)

第5条 委員会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を委員会に出席させて説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、本部事務機構において処理する。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この要項は、平成19年12月14日から施行する。